

令和8年度佐賀県外国人材日本語力向上支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 佐賀県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）は、外国人材の日本語力の向上を支援することにより、県内事業所及び地域における活躍並びに定着・定住の促進を図るため、県内事業者等が実施する外国人材日本語力向上に資する取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 外国人材

在留資格及び常勤・非常勤に関わらず、事業者等が雇用する外国人であって、県内の事業所等で勤務する者。

(2) 外国人材日本語力向上に資する取組

県内で雇用する外国人向けに、事業者等が費用を負担して行う日本語研修等事業（研修機関等に委託して行う日本語研修事業及び研修機関等が実施する日本語研修等への参加を含む。）をいう。ただし、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第10条第2項7号に定める入国後講習を除く。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、県内で外国人を雇用している事業者、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律第19条の23に規定する登録支援機関（以下「登録支援機関」という。）及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第2条第10項に規定する監理団体（以下「監理団体」という。）であって、県内に住所を置く者とする。

ただし、自己又は自社の役員等及びその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人が次のアからキに該当する者は対象外とする。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象は、次の各号に掲げる県内で雇用する外国人材向けに、自らが費用を負担して行う日本語研修等事業（研修機関等に委託して行う日本語研修事業及び研修機関等が実施する日本語研修等への参加を含む。）とする。ただし、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第10条第2項7号に定める入国後講習ではないこと。

(1) 補助事業者が県内事業者の場合

事業者が自ら雇用している外国人材

(2) 補助事業者が登録支援機関の場合

補助事業者である登録支援機関へ一号特定技能外国人に対する支援業務を委託している中小企業等の事業者が、自ら雇用している外国人材

(3) 補助事業者が監理団体の場合

その構成員である中小企業等の事業者が、自ら雇用している外国人材

なお、登録支援機関又は監理団体が日本語研修事業を実施する場合で、補助金額と事業者からの徴収金の合計が事業費総額を超過する場合は、超過分について補助金額の減額の調整対象とする。

2 補助金の交付の対象となる日本語研修は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす日本語研修とする。

ア 外国人の日本語力に合わせたカリキュラムが提供される研修

イ 対面、オンラインでの形式に関わらず、指導・質問対応等が実施される研修。（ただし、オンライン形式の場合は、受講定員が10人以下の研修を対象とする）または、オンデマンド教材における研修（定期的なテストの実施及び成績表の発行等、理解度が確認できる書類の発行があるものに限る）

ウ 日本語教師の資格保有者、または実施事業者等が日本語指導の経験を確認し目的を達成できる能力を有した人による研修（イのオンデマンド教材については、日本語教師の資格保有者による監修でもよい）

エ 補助事業の対象となる外国人に事業経費の負担が発生しない研修

(交付の対象経費、対象期間、補助率・補助上限額)

第5条 補助金の交付対象経費、対象期間及びこれに対する補助率（補助上限額）は次の表のとおりとする。

対象経費	対象期間	補助率・補助上限額
日本語研修に要する経費のうち、講師謝金、受講料、テキスト代、オンデマンド教材受講料。	交付決定の日から令和9年1月31日まで。	(補助率) 1/2以内 (補助上限額) 200,000円 ※算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる経費は対象経費から除外する。

- (1) 交付の決定の日より前に発生した経費
- (2) 消費税及び地方消費税その他租税公課
- (3) 国又は地方公共団体等の他の補助金を受けている又は受けることが確定している又は予定されている経費
- (4) 見積書、契約書、納品書、領収書等で契約・支払金額が確認できない経費

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、令和8年11月30日までとし、その提出数は1部とする。
- 3 補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は概ね30日とする。

(補助金の交付決定)

第7条 中央会は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、その旨を補助対象者（以下、「補助事業者」という。）に通知する。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、中央会の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに中央会に報告してその指示を受けること。
 - (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
 - (5) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、事前に中央会の承認を受けること。ただし、軽微な変更の場合は、この限りではない。
- 2 前項第5号の規定により、中央会に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告)

第9条 実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日以内又は令和9年2月10日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定)

第10条 中央会は、補助事業の完了に係る前条第2項の実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべ

き補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 11 条 この補助金の交付請求書は、様式第 4 号のとおりとする。

(交付決定の取消し等)

第 12 条 中央会は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、規則及びこの要綱に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 中央会は、補助事業者が第 3 条第 1 項のアからキの規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

3 中央会は、前 2 項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で 計算した延滞金を徴するものとする。

(その他)

第 13 条 中央会は、本要綱に定めるもののほか、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項について別に定めるものとする。

2 中央会は、補助事業者に対し、本要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 1 3 日から施行する。